

toho

株式会社 トーホー

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、「インターネット」または「書面（郵送）」等による議決権の事前行使をご選択いただき、当日のご来場は可能な限りご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は、当日のご来場は自粛いただきますよう、強くお願い申し上げます。

なお、本総会では受付での検温、会場内でのマスク着用等、株主様への感染防止を最優先とした運営を行わせていただきます（検温結果等により入場をお断りさせていただく場合もございます）。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

第68回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2021年4月20日（火曜日）午前10時
（開場 午前9時15分）

場 所

神戸市中央区港島中町6丁目10番地1
神戸ポートピアホテル本館地下1階「偕楽の間」
（末尾の「株主総会 会場ご案内略図」をご参照ください。）

議 案

第1号議案 取締役8名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

目 次

招集ご通知	P. 1
株主総会参考書類	P. 4
事業報告	P. 14
連結計算書類	P. 42
計算書類	P. 44
監査報告書	P. 46
ご参考	P. 52

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃よりひとかたならぬご愛顧とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社第68回定時株主総会を2021年4月20日(火曜日)に開催いたしますので、招集ご通知をお届けいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けるなか、当社グループは、従業員やお客様の安心・安全を第一に考え、感染拡大防止策を徹底するとともに、収益構造改革による損益分岐点の引き下げをはじめとする様々な対策を講じ、厳しい状況に対処してまいりました。今なお終息時期が見通せない状況にありますが、全社一丸となってこの危機を乗り越えてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 古賀裕之



トーホーグループの経営理念

食を通して社会に貢献する

トーホーグループは、戦後まもない1947年、食糧難の時代に「食の流通を通して社会を豊かにしたい」という想いで創業いたしました。

経営理念には、「美味しさ」そして「安心・安全、健康、環境」に配慮し、外食・中食・内食の「食」のあらゆるシーンを支えながら、新たな食の価値を創造し、社会に貢献していこうという想いが込められております。

私たちは、グループ各社の専門性と総合力を活かして、「美味しさ」そして「安心・安全、健康、環境」を基本に、「健康で潤いのある食文化に貢献する」ことで、社会から信頼され必要とされる企業グループを目指しております。

議決権の行使等についてのご案内

下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願いいたします。

株主総会に
出席する場合



株主総会開催日時

2021年4月20日(火曜日)午前10時

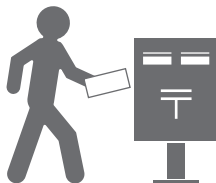
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

※資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※議決権を行使することができる株主様以外の方(株主でない代理人の方など)はご入場いただけませんのでご注意ください。

株主総会に出席されない場合



行使期限

2021年4月19日(月曜日)午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

》インターネットによる行使



行使期限

2021年4月19日(月曜日)午後6時まで

議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、画面の案内に従い賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

ご注意

- 議決権行使書面の賛否の欄に記載がない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、パソコン・スマートフォン・携帯電話によって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

・以下の書類につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表

②計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、下記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表となります。

・本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前にインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

トーホーウェブサイト | <https://www.to-ho.co.jp>

》インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。



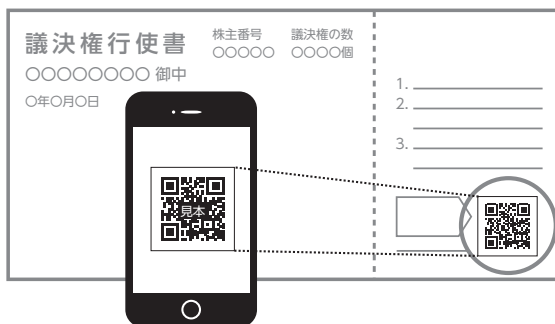
行使期限

2021年4月19日(月曜日)午後6時まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載してあります)

議決権行使コード

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

0120-652-031 [受付時間 (午前9時～午後9時)]

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社に おける地位	取締役会への 出席状況
1	こ が ひろ ゆき 古 賀 裕 之 再任	代表取締役社長	100% (17回／17回)
2	さ とう とし あき 佐 藤 敏 明 再任	取締役	100% (17回／17回)
3	あわ だ とし ひろ 淡 田 利 広 再任	取締役	100% (17回／17回)
4	おく の くに はる 奥 野 邦 治 新任	常勤顧問	—
5	なか い やす ゆき 中 井 康 之 再任 社外 独立	取締役	100% (17回／17回)
6	おお しま よし たか 大 嶋 義 孝 再任 社外 独立	取締役	94.1% (16回／17回)
7	さ とう なお ぶみ 佐 藤 尚 文 新任 社外 独立	—	—
8	はら だ ひ ろ し 原 田 比 呂 志 新任 社外 独立	—	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
1	こ が ひろ ゆき 古 賀 裕 之 (1957年5月5日生)	1976年 4 月 当社入社 1995年 2 月 当社ディストリビューター事業部岡山支店長 2001年 9 月 当社ディストリビューター事業部中国地区統括支店長兼岡山支店長 2008年 2 月 当社執行役員ディストリビューター事業部四国地区担当兼中国地区統括支店長兼広島支店長 2008年 8 月 株式会社トーホーフードサービス執行役員中四国営業部長兼中国地区統括支店長兼広島支店長 2011年 3 月 株式会社トーホー・群馬代表取締役社長 2015年 3 月 株式会社昭和食品代表取締役社長 2015年10月 株式会社トーホー・北関東代表取締役社長 2017年 3 月 当社執行役員 2017年 4 月 当社代表取締役社長（現任）
	再任 所有する当社株式数 3,720株 取締役会の出席状況 17回中17回 取締役在任年数：4年 (本株主総会終結時)	
	【取締役候補者とした理由等】 古賀裕之氏は、グループ会社において営業部門を幅広く経験し、2011年からグループ会社の代表取締役として当社グループの経営に携わり、企業経営、営業部門において豊富な見識と経験を有しております。経験に基づく強いリーダーシップを発揮して経営の重要事項の決定および業務執行を行うのに適任であると判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
2	さ と う と し あ き 佐 藤 敏 明 (1959年9月23日生) 再任 所有する当社株式数 3,900株 取締役会の出席状況 17回中17回 取締役在任年数：8年 (本株主総会終結時)	1982年 4 月 当社入社 2004年 7 月 当社関係会社管理部長 2007年 4 月 当社経営企画室長兼関係会社管理部長 2008年 8 月 当社グループ戦略部長 2011年 3 月 株式会社トーホービジネスサービス代表取締役社長 2013年 4 月 当社取締役財務部長 2015年 3 月 株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー監査役 株式会社トーホーストア監査役 2016年 3 月 株式会社トーホーフードサービス監査役 (現任) 2016年 5 月 株式会社トーホー・北関東監査役 2018年 3 月 株式会社トーホービジネスサービス取締役 2019年 3 月 同社監査役 (現任) 2020年 3 月 株式会社トーホー・コンストラクション監査役 2021年 2 月 当社取締役財務部、グループ戦略部、人事部、 コンプライアンス室、コーポレート・コミュニ ケーション部担当 (現任)
	【取締役候補者とした理由等】 佐藤敏明氏は、当社およびグループ会社の経営管理部門ならびに経理財務部門の責任者を務め、2011年からはグループのシェアードサービス会社の代表取締役として当社グループの経営に携わり、経営、M&A戦略および経理財務の豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のグループ各社の業務効率化の推進に適任であると判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	あわ だ とし ひろ 淡田利広 (1960年4月25日生) 再任 所有する当社株式数 3,200株 取締役会の出席状況 17回中17回 取締役在任年数：2年 (本株主総会終結時)	1983年4月 当社入社 2003年4月 当社ディストリビューター事業部営業企画室長 2007年4月 当社執行役員ディストリビューター事業部広域営業部長兼システム営業部担当 2008年8月 株式会社トーホーフードサービス取締役広域営業部長兼システム営業部長 2009年2月 同社取締役執行役員首都圏営業部長兼東京支店長 2010年2月 同社取締役執行役員東日本、広域営業部担当兼沖縄営業部長 2012年2月 同社代表取締役社長 2019年3月 当社常勤顧問 株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー監査役(現任) 株式会社トーホーストア監査役(現任) 株式会社トーホー・北関東監査役(現任) 2019年4月 当社取締役マーケティング本部、品質統括部担当(現任) 2019年6月 関西アライドコーヒーロースターズ株式会社取締役(現任)
	【取締役候補者とした理由等】 淡田利広氏は、グループ会社において、営業部門および企画部門を幅広く経験し、2012年からはディストリビューター(業務用食品卸売)事業部門の中核であるグループ会社の代表取締役として当社グループの経営に携わり、当社の事業および経営について豊富な経験と実績を有しており、当社グループの商品開発および品質向上の推進に適任であると判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
4	おく の く に はる 奥 野 邦 治 (1961年9月26日生) 新任 所有する当社株式数 1,300株	1984年 3 月 当社入社 2006年 2 月 当社Aープライス事業部営業企画室長 2008年 8 月 株式会社トーホービジネスサービス人事総務部長 2011年 3 月 同社取締役人事総務部長 2012年 2 月 株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー 代表取締役社長 2019年 3 月 株式会社トーホービジネスサービス代表取締役社長 株式会社トーホー・コンストラクション取締役 2020年 3 月 株式会社鶴ヶ屋監査役 (現任) 2021年 3 月 当社常勤顧問 (現任) 株式会社トーホー・コンストラクション監査役 (現任)
	【取締役候補者とした理由等】 奥野邦治氏は、グループ会社において、営業企画部門および人事総務部門を幅広く経験し、2012年からはキャッシュアンドキャリー（業務用食品現金卸売）事業部門の中核であるグループ会社の代表取締役として当社グループの経営に携わり、当社の事業および経営について豊富な経験と実績を有しており、当社グループの人事戦略およびコンプライアンス管理の推進に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	なか い やす ゆき 中井康之 (1954年6月7日生) 再任 社外 独立 所有する当社株式数 900株 取締役会の出席状況 17回中17回 社外取締役在任年数：4年 (本株主総会終結時)	1978年4月 株式会社三井銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2000年10月 同行京都法人営業第二部長 2002年10月 同行京都法人営業第四部長 2003年6月 同行本店上席調査役 三井生命保険相互会社（現 大樹生命保険株式会社）出向 2007年10月 新田ゼラチン株式会社出向 2008年6月 同社転籍 執行役員経営企画部長 2013年6月 同社常勤監査役 2017年4月 当社取締役（現任） 2018年2月 株式会社レザック顧問（現任）
	【社外取締役候補者とした理由等】 中井康之氏は、長年にわたり金融機関および事業会社で要職を歴任し、また監査役として会社経営にも関与され、豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を当社の経営に活かしていただきたいため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	
6	おお しま よし たか 大嶋義孝 (1952年2月22日生) 再任 社外 独立 所有する当社株式数 500株 取締役会の出席状況 17回中16回 社外取締役在任年数：2年 (本株主総会終結時)	1975年4月 川崎重工業株式会社入社 2005年4月 バンドー化学株式会社入社 2008年4月 同社執行役員経営情報システム部長 2009年4月 同社執行役員財務部長 2016年4月 同社顧問 2018年8月 コンサルティング大嶋所長（現任） 2019年4月 当社取締役（現任） 2020年6月 株式会社テクノスジャパン取締役（監査等委員）（現任）
	【社外取締役候補者とした理由等】 大嶋義孝氏は、過去に取締役または監査役として会社経営に関与されたことはありませんが、重化学工業会社の執行役員財務部長等の豊富な実務経験を通して、企業経営や企業財務に関する幅広い見識を有しており、これらの経験と見識を当社の経営に活かしていただきたいため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
7	さ と う な お ぶ み 佐 藤 尚 文 (1956年5月20日生) 新任 社外 独立 所有する当社株式数 ー株	1979年 4 月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行 2000年12月 同行渋谷支店営業第一部長 2004年 4 月 株式会社りそなホールディングス執行役企画部統合推進室長 2006年 3 月 株式会社近畿大阪銀行（現 株式会社関西みらい銀行）専務執行役員システム部担当兼事務企画部担当 2006年 6 月 同行代表取締役兼専務執行役員システム部担当兼事務企画部担当兼リスク統括部担当兼事故防止対策室担当 2008年 4 月 同行代表取締役副社長兼執行役員 2010年 6 月 株式会社りそな銀行常勤監査役 2013年 4 月 株式会社D A C S 代表取締役社長（現任） 2019年 6 月 旭精工株式会社非常勤監査役（現任）
	【社外取締役候補者とした理由等】 佐藤尚文氏は、長年にわたり金融機関および事業会社における経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
8	はらだひろし 原田比呂志 (1956年5月18日生) 新任 社外 独立 所有する当社株式数 一株	1981年4月 神戸市採用 2006年4月 財団法人先端医療振興財団常務理事兼総務部長 2008年4月 神戸市水道局総務部長 2012年4月 地方独立行政法人神戸市民病院機構理事兼法人本部長 2015年4月 神戸市兵庫区長 2017年4月 神戸ハーバーランド株式会社代表取締役社長（現任）
	【社外取締役候補者とした理由等】 原田比呂志氏は、長年にわたり行政分野においての豊富な知識・経験と、事業会社における経営者としての高い見識を有しており、これらの経験と見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中井康之氏、大嶋義孝氏、佐藤尚文氏および原田比呂志氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、2017年4月18日付にて社外取締役中井康之氏、2019年4月17日付にて社外取締役大嶋義孝氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が原案どおり取締役に再任された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、佐藤尚文氏および原田比呂志氏が原案どおり取締役に選任された場合、両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、中井康之氏および大嶋義孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が原案どおり取締役に再任された場合、引続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。また、佐藤尚文氏および原田比呂志氏が原案どおり取締役に選任された場合、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役井上嗣朗氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
なか じま とおる 中 島 亨 (1960年1月27日生) 新任 社外 独立 所有する当社株式数 一株	1983年4月 株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2003年10月 同行松戸支店長 2006年4月 同行千葉ブロック地域個人部長 2010年4月 同行ローン事業部長 2013年4月 株式会社みなと銀行執行役員個人業務部長 2014年4月 同行執行役員営業企画部長兼営業企画部アジア室長 2015年4月 同行常務執行役員 2018年6月 神戸みなとサービス株式会社代表取締役社長（現任） 2021年4月 同社顧問（予定）
【社外監査役候補者とした理由等】 中島亨氏は、長年にわたり、金融機関で要職を歴任し、事業会社における経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらの経験と見識を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中島亨氏は、社外監査役候補者であります。
3. 中島亨氏が原案どおり監査役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
4. 中島亨氏が原案どおり監査役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D＆O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D＆O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。中島亨氏が監査役に選任され就任した場合、D＆O保険の被保険者となる予定であります。D＆O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

（ご参考）「社外取締役および社外監査役の独立性の基準」について

当社指名諮問委員会では、下記のとおり社外取締役および社外監査役の独立性判断基準を定めており、次の事項のいずれにも該当しない社外役員を「独立社外取締役」および「独立社外監査役」としております。なお、就任後も在任期間が長期化することで独立性が懸念されることのないよう、連続就任年数を原則８年までとしております。

（イ）グループ会社の役員・従業員

- ・ 本人が当社グループの出身者
- ・ 過去５年間に於いて、２親等内の親族がグループ会社の取締役・監査役・理事・執行役員・経営幹部であった者

（ロ）大口取引先関係者

- ・ 直近期末の連結売上高の２％以上の取引金額がある取引先グループの取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員。または最近３年間に於いてその役職にあった者
- ・ 直近期末の連結総資産の１％以上の借入れがある金融機関グループの取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員。または最近３年間に於いてその役職にあった者

（ハ）専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、コンサルタントなど）

- ・ グループ会社から過去２年間に年間５百万円以上の報酬を受領している者

（ニ）当社の法定監査を行う監査法人の所属員または最近３年間に於いてグループ会社の監査業務を担当した者

（ホ）大株主ほか

- ・ 当社の議決権所有割合（法人の場合は当該法人が属する企業グループ合計の議決権所有割合）５％以上の大株主（法人の場合はその法人の取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員）
- ・ 当社と相互に取締役・監査役・執行役員を派遣している法人の取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員。または最近３年間に於いてその役職にあった者
- ・ グループ会社と競合関係にある法人の取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員。または競合関係にある法人の株式を３％以上保有している者（法人の場合は、その法人の取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員）
- ・ その他の重要な利害関係がグループ会社との間にある者（法人の場合は、その法人の取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員）

以 上

事業報告

(2020年2月1日から
2021年1月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

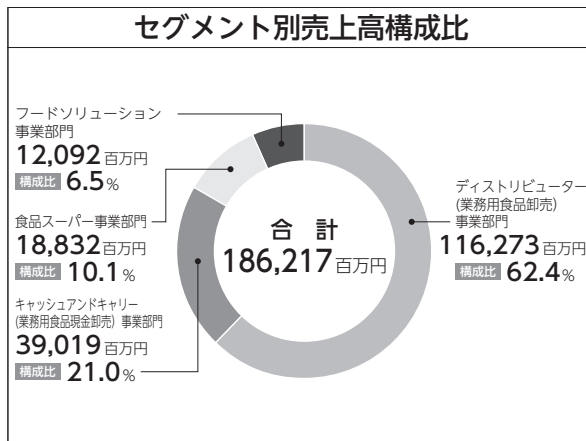
(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度（2020年2月1日から2021年1月31日まで）におけるわが国経済は、企業活動が制限され個人消費が著しく低迷するなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けた1年となりました。4月に発出された緊急事態宣言の解除後は、経済活動が再開され「Go Toキャンペーン」などの需要喚起策により個人消費に持ち直しの兆しが見られたものの、11月以降は全国的に感染者数が急増し同宣言が再発出されるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大は今なお終息の見通しが立っておらず、先行き不透明な状況が継続しております。

このような厳しい経営環境のなか、当社グループは第七次中期経営計画（3ヵ年計画）「IMPACT 2020」（2019年1月期（2018年度）～2021年1月期（2020年度））の最終年度として、さらなる企業価値の向上を図るべく、8つの重点施策に沿った具体的な取り組みを推進いたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社グループの主な販売先である外食産業の経営環境の悪化を招き、当社グループにおきましても業務用食品卸売事業を中心に厳しい事業運営を強いられました。

当社グループは、従業員やお客様の安心・安全を第一に考え、感染拡大防止策を徹底するとともに、収益構造改革による損益分岐点の引き下げやグループ各社間の連携を強化するなど様々な対策を講じ、このような厳しい状況に対処してまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は大きく、売上高は1,862億17百万円（前期比19.5%減）となりました。また、営業損失は31億41百万円（前期は14億33百万円の営業利益）、経常損失は20億63百万円（前期は15億18百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は35億91百万円（前期は4億74百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。



セグメント別の概況につきましては、次のとおりであります。



ディストリビューター（業務用食品卸売）事業部門

業務用食材の提供からメニュー、情報、システム提案、調理機器に至るまで、あらゆるジャンルの外食ビジネスをトータルにサポートしています。

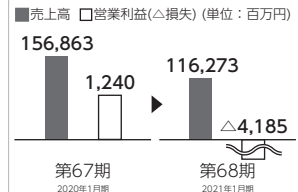
当事業部門では、新型コロナウイルス感染症の拡大が影響し、主な販売先である飲食店やホテル、テーマパークなどにおいてインバウンド消費が急激に減少したことに加え、緊急事態宣言に伴う広範囲における営業自粛・外出自粛要請などにより外食市場が急速に縮小いたしました。同宣言の解除後は、「Go Toキャンペーン」などの需要喚起策などにより個人消費が徐々に持ち直しましたが、11月以降は感染が急拡大し同宣言が再発出されるなど厳しい事業運営を強いられる結果となりました。

そうしたなか、当事業部門では2月に香港2社目となる業務用食品卸売会社Suitfit Company Limitedを連結子会社化いたしました。また国内では4月に連結子会社である(株)プレストサンケー商会（石川県金沢市）を(株)トーホーフードサービスが吸収合併し、着実に事業基盤を強化する一方で、3営業所（10月：(株)トーホーフードサービス 飯塚営業所（福岡県飯塚市）、12月：同松江営業所（島根県松江市）、1月：(株)トーホー・北関東 柏営業所（千葉県柏市））を閉鎖するなど構造改革に取り組みました。

厳しい経営環境のもと、新規顧客の開拓を推し進めるとともに、社内会議・研修においてWeb会議システムを活用するなどコスト・コントロールや業務改革の推進にも注力いたしました。

以上の結果、当事業部門の売上高は1,162億73百万円（前期比25.9%減）、営業損失は41億85百万円（前期は12億40百万円の営業利益）となりました。

売上高／営業利益



4月に(株)プレストサンケー商会を(株)トーホーフードサービスが吸収合併（「(株)トーホーフードサービス 金沢支店」として営業開始）



キャッシュアンドキャリー（業務用食品現金卸売）事業部門

飲食店の毎日の仕入にお役立ていただける
プロの食材の店「A-プライス」などの店舗を運営しています。

当事業部門も新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けるなか、(株)トーホーキャッシュアンドキャリーが運営するプロの食材の店「A-プライス」において、主要顧客である中小飲食店に対して「北海道フェア」などの全店統一フェアを継続して実施するとともに、「Toho coffee」などのプライベートブランド商品の販売も強化いたしました。また8月に府中市場店（東京都府中市）を出店するとともに、5店舗（2月：西神戸店（神戸市西区）、3月：小倉南店（北九州市小倉南区）、4月：丸亀店（香川県丸亀市）、10月：宮崎店（宮崎市）、11月：姫路店（兵庫県姫路市））を改装、1店舗（4月：下関店（山口県下関市））を移転するなど事業基盤を強化いたしました。一方で3店舗（1月：岡山南店（岡山市南区）、(株)トーホー・C&C静岡 ニッショク浜松和田店（浜松市南区）、同 こまつや沼津店（静岡県沼津市））を閉店いたしました。

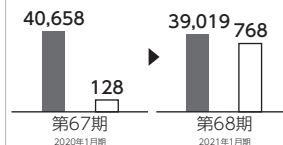
また2月にワンストップ型キャッシュアンドキャリー「せんどば」の運営を(株)トーホーから(株)トーホーキャッシュアンドキャリーに移管いたしました。ノウハウの融合による事業力の強化を図ったことが奏功し、「せんどば」はコロナ禍でも増収を継続しております。

なお厳しい経営環境にある顧客を応援すべく、5月にスマートフォン専用「A-プライス」公式アプリ内において「あなたのまちの飲食店さん応援企画」を立ち上げ、顧客である飲食店の営業情報の発信を開始いたしました。

以上の結果、当事業部門の売上高は390億19百万円（前期比4.0%減）、営業利益は売上総利益率の改善並びに販売促進費の削減などにより7億68百万円（同499.5%増）となりました。

売上高／営業利益

■売上高 □営業利益（単位：百万円）



11月に改装したA-プライス姫路店



中華・エスニック食材の
売れ行きが好調な「せんどば」



食 品 ス ー パ ー 事 業 部 門

「健康で安心な地域の冷蔵庫」「あなたの街の食品スーパー」「毎日のおかずを提供する店」をコンセプトに兵庫県南部で地域密着型の食品スーパー（トーホーストア）を運営しています。

コロナ禍で巣ごもり需要が拡大する一方で、消費者の生活防衛意識の高まりや業界の垣根を越えた競争激化が継続いたしました。こうした状況のなか、(株)トーホーストアでは、生鮮・惣菜の鮮度向上により一層注力するとともに、少量パック「ちょっとでええねん!」シリーズを強化するなど商品力の向上に努めました。また8月に、(株)淡路屋（神戸市東灘区）とオリジナル弁当を共同開発し、タベモノガタリ(株)（神戸市西区、屋号：八百屋のタケシタ）の新鮮野菜を販売開始するなど、地元企業との協業も推進いたしました。

事業基盤を強化するため、約2年ぶりとなる新店を1店舗出店し、3店舗を改装する一方で、1店舗を閉店いたしました。

(P53 Topicsをご参照ください)

一方で収益力の向上を図るべく、発注量の適正化などロス管理を徹底するとともに、コスト・コントロールにも継続して取り組みました。

以上の結果、当事業部門の売上高は188億32百万円（前期比4.4%減）、営業損失は売上総利益率の改善により1億35百万円（前期は3億44百万円の営業損失）と前期より改善いたしました。



フ ェ ッ ド ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業 部 門

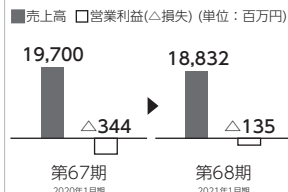
外食産業向け業務支援システム、品質管理サービス、業務用調理機器・コーヒーマシン等の輸入・製造・販売、総合建設請負、店舗内装設計・施工など、外食ビジネスをトータルにサポートする様々なソリューションを提供しています。

「外食ビジネスをトータルにサポートする」機能について提案を強化するとともに、グループ内へのコスト・コントロール提案にも注力いたしました。

品質管理サービスを展開する(株)トーホービジネスサービスは、食品安全マネジメントシステム認証の監査会社として、当期は6社に対して適合証明書を発行いたしました。また10月には、飲食店向けの監査会社としての認定も受けるなど、食品業界の安心・安全により一層貢献いたしました。

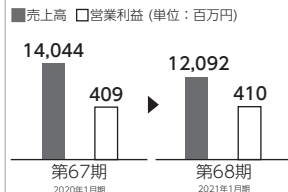
以上の結果、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響もあり、当事業部門の売上高は120億92百万円（前期比13.9%減）、営業利益は4億10百万円（同0.1%増）となりました。

売上高/営業利益



10月に改装したトーホーストアポーアイ店

売上高/営業利益



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、差入敷金・リース資産を含め総額22億27百万円です。

その主なものは次のとおりであります。

キャッシュアンドキャリー事業部門	A-プライス店舗（新規・改装・移転）	3億13百万円
食品スーパー事業部門	トーホーストア店舗（新規・改装）	2億30百万円
フードソリューション事業部門	連結子会社が賃借している土地・建物の取得	2億20百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

なお、当期の設備資金および運転資金などの必要資金は、自己資金および借入金により賄いました。また、当期末の借入金残高は、前期末に比べて40億46百万円増加し、339億31百万円となりました。

(4) 事業の譲渡または譲受け、吸収合併、会社分割、他の会社の株式の取得または処分等の状況

特に記載すべき事項はありません。

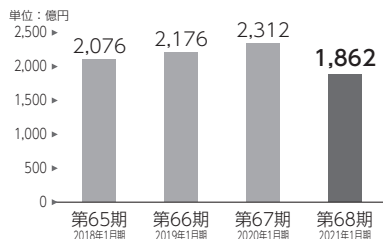
(5) 財産および損益の状況の推移

企業集団の財産および損益の状況

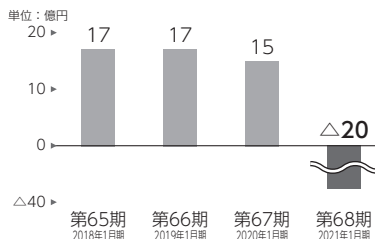
区 分	第65期 (2018年1月期)	第66期 (2019年1月期)	第67期 (2020年1月期)	第68期 (当連結会計年度) (2021年1月期)
売上高 (百万円)	207,631	217,666	231,266	186,217
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	1,838	1,637	1,433	△3,141
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	1,749	1,753	1,518	△2,063
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	458	849	474	△3,591
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	42.46	79.01	44.15	△333.85
総資産 (百万円)	82,323	89,257	90,745	83,162
純資産 (百万円)	24,953	24,471	24,613	19,384
1株当たり純資産額 (円)	2,297.55	2,217.46	2,213.16	1,747.20

(注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

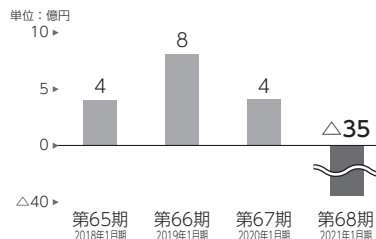
▶ 売上高



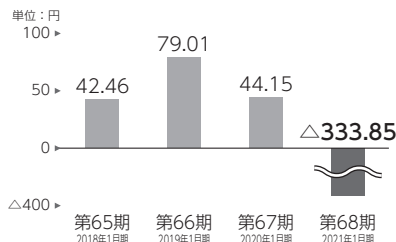
▶ 経常利益



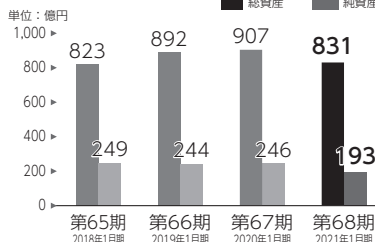
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益



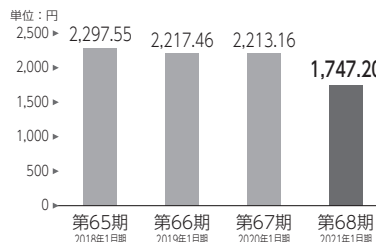
▶ 1株当たり当期純利益



▶ 総資産・純資産



▶ 1株当たり純資産額



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
【ディストリビューター(業務用食品卸売) 事業】			
(株)トーホーフードサービス	100百万円	100.0	外食産業への業務用食品卸売業
(株)トーホー・仲間	10百万円	100.0	
(株)トーホー・北関東	50百万円	100.0	
(株)トーホー・共栄	10百万円	100.0	
(株)A. I.	10百万円	100.0	
河原食品(株)	10百万円	100.0	
(株)藤代商店	20百万円	100.0	
(株)鶴ヶ屋	10百万円	100.0	
TOHO Singapore Pte. Ltd.	540千SGD	100.0	
TOHO Foods Malaysia Sdn. Bhd.	3MYR	100.0	
昭和物産(株)	10百万円	100.0	
Fresh Direct Pte Ltd	1,386千SGD	100.0	
TOHO FOODS HK CO.,LTD.	14百万HKD	51.0	
関東食品(株)	50百万円	88.8	
Golden Ocean Seafood (S) Pte Ltd	100千SGD	100.0	
Suitfit Company Limited	13千HKD	100.0	

会 社 名	資 本 金	出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
【キャッシュアンドキャリー（業務用食品現金卸売）事業】			
(株)トーホーキャッシュアンドキャリー	100百万円	100.0	外食産業への業務用食品現金卸売業
(株)トーホー・C & C 静岡	15百万円	100.0	
【食品スーパー事業】			
(株)トーホーストア	100百万円	92.8	生鮮食品・加工食品等の販売業
【フードソリューション事業】			
(株)トーホービジネスサービス	100百万円	100.0	各 種 事 務 の 受 託 業 等
(株)アスピット	100百万円	58.5	外 食 産 業 向 け A S P 事 業
(株)トーホー・コンストラクション	80百万円	100.0	総 合 建 設 請 負 業
(株)トーホーファーム	10百万円	100.0	農 産 物 の 生 産 ・ 販 売 業
(株)トーホーウイング	30百万円	100.0	庶 務 業 務 受 託 業
(株)システムズコンサルタント	82百万円	100.0	ソフトウェアの開発・保守
(株)エフ・エム・アイ	99百万円	100.0	業務用調理機器・コーヒーマシン・製菓機器等の輸入・製造・販売業

- (注) 1. (株)トーホーフードサービスは、2020年4月1日に(株)プレストサンケー商會を吸収合併いたしました。
2. 当社は、Suitfit Company Limitedの全株式を2020年2月7日に取得し、連結子会社といたしました。
3. 当社は、連結子会社である(株)エフ・エム・アイの株式を2020年7月17日に追加取得し、完全子会社といたしました。
4. (株)トーホーフードサービスは、2021年2月1日に(株)トーホー・共栄および河原食品(株)を吸収合併いたしました。
5. (株)トーホーキャッシュアンドキャリーは、2021年2月1日に(株)トーホー・C & C 静岡を吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容（2021年1月31日現在）

当社グループは、テーマパーク・ホテル・レストラン・事業所給食などの外食産業に対する業務用食材の卸売および現金卸売業、業務用コーヒー製造業、生鮮三品（青果・精肉・鮮魚）を中心に惣菜・日配食品・加工食品および日用雑貨などの小売業、外食産業向け業務支援システムの販売業、不動産賃貸業、総合建設請負業、飲食店等の内装設計・施工業、品質管理サービス業、業務用調理機器の輸入・製造・販売業、農産物の生産・販売業、各種事務の受託業を営んでおります。

(8) 主要な営業所および工場等 (2021年1月31日現在)

① 当社

本社 神戸市東灘区向洋町西5丁目9番

工場 神戸市東灘区向洋町西5丁目10番

② 主要な子会社

(株)トーホーフードサービス	本社	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
(株)トーホー・仲間	本社	沖縄県石垣市真栄里466番地1号
(株)トーホー・北関東	本社	栃木県宇都宮市川田町400番1号
(株)トーホー・共栄	本社	横浜市磯子区東町19番26号
(株)A. I.	本社	東京都江東区毛利1丁目17番5号
河原食品(株)	本社	川崎市川崎区殿町1丁目8番1号
(株)藤代商店	本社	横浜市神奈川区栄町15番地20
(株)鶴ヶ屋	本社	埼玉県戸田市笹目7丁目8番8号
TOHO Singapore Pte. Ltd.	本社	36 Woodlands Terrace, Singapore
TOHO Foods Malaysia Sdn. Bhd.	本社	NO.3A, Jalan TP3, Taman Perindustrian Sime UEP, 47600 Subang Jaya, Selangor Darul Ehsan, Malaysia
昭和物産(株)	本社	東京都荒川区町屋1丁目38番16号
Fresh Direct Pte Ltd	本社	47 Jalan Buroh #01-08 (Level 1M1) CWT Mega Logistics Hub Singapore
TOHO FOODS HK CO.,LTD.	本社	Unit511,5/F., Chai Wan Industrial City, Phase1, 60 Wing Tai Road, Chai Wan, Hong Kong
関東食品(株)	本社	群馬県高崎市綿貫町2223-1
Golden Ocean Seafood (S) Pte Ltd	本社	29 Hillview Terrace,#01-02 Hillview Warehouse Singapore
Suitfit Company Limited	本社	Room08,10F,Harbour Industrial Centre,10 Lee Hing Street,Ap Lei Chau,Hong Kong
(株)トーホーキャッシュアンドキャリアー	本社	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
(株)トーホー・C&C静岡	本社	静岡市葵区流通センター4番9号

(株)トーホーストア	本社	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
(株)トーホービジネスサービス	本社	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
(株)アスピット	本社	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
(株)トーホー・コンストラクション	本社	神戸市中央区下山手通4丁目7番12号
(株)トーホーファーム	本社	神戸市西区神出町小束野53番81号
(株)トーホーウイング	本社	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
(株)システムズコンサルタント	本社	東京都中央区東日本橋3丁目7番17号
(株)エフ・エム・アイ	本社	東京都港区麻布台1丁目11番9号

(9) 従業員の状況 (2021年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
2,742 (2,234) 名	△10 (△6) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に1日8時間勤務換算人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
102 (46) 名	△14 (△17) 名	43.7歳	16.5年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に1日8時間勤務換算人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額 (2021年1月31日現在)

借 入 先	借 入 額
兵庫県信用農業協同組合連合会	3,680 百万円
株式会社西日本シティ銀行	3,390
株式会社福岡銀行	2,740
株式会社肥後銀行	2,655
株式会社中国銀行	2,230

(11) 対処すべき課題

現在、世界経済・日本経済ともに新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を大きく受け続けており、ワクチンの接種が徐々に進んでいるものの終息の見通しは立っておらず、当社グループにおきましては厳しい経営状況が継続するものと思われます。

このような状況のもと、当社グループは、第8次中期経営計画（3ヵ年計画）「S H I F T U P 2023」（2022年1月期（2021年度）～2024年1月期（2023年度））を策定いたしました。「食を通して社会に貢献する」の経営理念のもと、社会から信頼され必要とされる会社となるため、新たな環境に適合し、成長し続ける筋肉質な企業グループへの変革を目指し、次に掲げる5つの重点施策に取り組んでまいります。

【5つの重点施策】

1. コア事業の更なる強化
 - ・ 未開拓業態・顧客層の開拓
 - ・ 顧客・現場視点でのP B商品の開発・販売強化
 - ・ グループシナジーの更なる発揮
 - ・ M&A、アライアンスを活用した未開拓エリア等への進出
2. 新たなサービスの開発
 - ・ 変化する顧客ニーズに即した商品、サービスの開発
 - ・ 新たな経営環境に即した販売・店舗モデルへの挑戦（ニューノーマルな社会への対応、持続可能な社会への貢献）
3. 損益分岐点の引き下げ
 - ・ 聖域なきコスト・コントロールの継続
 - ・ 働き方の更なる改革による生産性向上
 - ・ 業務のシステム化推進
4. 資産回転期間の改善
 - ・ メリハリのある投資とP D C A
5. 次代を担う人材の育成
 - ・ 教育研修の更なる充実
 - ・ ジョブローテーションの活性化
 - ・ 女性活躍の推進

【ＣＳＲ（企業の社会的責任）活動の推進】

当社グループは、経営理念のもと、ステークホルダーに対する使命と責任を果たすための企業活動を実践することにより、社会から信頼され必要とされる会社を目指し、様々な活動に取り組んでおります。

当社グループでは、事業活動とＣＳＲ活動を密接に結びつけ、事業活動が社会に与えるリスクを軽減することで、事業そのものの持続可能性を高めると同時に、事業活動を通じて社会課題の解決に向けて積極的な役割を果たしてまいります。

社会の課題と期待に応える取組み

食の安心・安全推進

- ・ 食品安全衛生管理方針に則り、食品安全衛生の管理体制の強化に努めます。
- ・ 食の安心・安全を支えている専門卸だからこそできる食の情報および衛生管理サービスの提供に取組みます。

食品ロスの削減

- ・ 賞味期限管理の徹底および適正な在庫管理の強化などにより、デッドストックの削減に努めます。
- ・ 食品ロスを削減するため、フードバンクやこども食堂への食材提供に取り組めます。

地球温暖化の防止

- ・ 調達～製造～供給～廃棄・リサイクルにおける省エネルギー化およびＣＯ２排出量削減を目指します。
- ・ 調達輸送時のＣＯ２排出量削減のため、モーダルシフトを推進します。
- ・ トラックの輸送をシェアし、効率化に努めます。

人材の活躍推進

- ・ ジェンダー格差の解消のため、女性リーダーの育成や女性の職域を拡大していきます。
- ・ 障がい者の雇用機会の場を拡大し、個々人の能力を発揮しながら安心して就労できる職場環境の確保を図ります。

地域社会発展への貢献

- ・ 豊かな食と未来のために、安心・安全な野菜を産地直送でお届けします。
- ・ 外食ビジネスの課題を解決する商品の提供に取り組めます。

公正な取引

- ・ 開発途上国の原料を適正な価格で買い取り、継続的な取引を通して、生産者の持続可能な生活改善と自立支援に取り組めます。
- ・ 会員情報などの個人情報を厳格に管理し、適切な保護措置を講ずる体制の整備に努めます。

2. 会社の株式に関する事項（2021年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 27,950,800株
 (2) 発行済株式の総数 11,012,166株（自己株式255,179株を含む）
 (3) 株主数 10,489名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
国分ホールディングス株式会社	977,000株	9.08%
トーホー社員持株会	677,906株	6.30%
国分グループ本社株式会社	551,420株	5.13%
第一生命保険株式会社	440,000株	4.09%
前田 玲子	305,000株	2.84%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	297,800株	2.77%
株式会社西日本シティ銀行	264,600株	2.46%
日本生命保険相互会社	188,160株	1.75%
株式会社福岡銀行	162,120株	1.51%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	154,500株	1.44%

（注） 1. 当社は、自己株式を255,179株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2021年1月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	上 野 裕 一	
代表取締役社長	古 賀 裕 之	
取 締 役	佐 藤 敏 明	財務部、グループ戦略部、人事部、広報・ＩＲ室、 ＣＳＲ推進部、コンプライアンス室担当 株式会社トーホーフードサービス 監査役、 株式会社トーホービジネスサービス 監査役
取 締 役	淡 田 利 広	マーケティング本部、品質統括部担当 株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー 監査役、 株式会社トーホーストア 監査役、 株式会社トーホー・北関東 監査役 関西アライドコーヒーロースターズ株式会社 取締役
取 締 役 (社外取締役)	前 中 潔	株式会社ＤＡＣＳ 顧問、 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン 取締役
取 締 役 (社外取締役)	大 森 伸 一	
取 締 役 (社外取締役)	中 井 康 之	株式会社レザック 顧問
取 締 役 (社外取締役)	大 嶋 義 孝	コンサルティング大嶋 所長、 株式会社テクノスジャパン 取締役（監査等委員）

会社における地位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	奥 村 卓 哉	
常 勤 監 査 役 (社 外 監 査 役)	井 上 嗣 朗	
監 査 役 (社 外 監 査 役)	内 海 陽 子	神戸合同法律事務所 パートナー
監 査 役 (社 外 監 査 役)	中 川 一 之	中川一之公認会計士事務所 所長、 株式会社イチネンホールディングス 監査役

- (注) 1. 前中潔氏、大森伸一氏、中井康之氏および大嶋義孝氏は社外取締役であります。当社は、東京証券取引所に対して、4氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 井上嗣朗氏、内海陽子氏および中川一之氏は社外監査役であります。当社は、東京証券取引所に対して、3氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 奥村卓哉氏は、入社以来、主に監査業務に従事し、当社グループ会社において取締役および監査役を務めるなど豊富な知識・経験等を有しております。
4. 中川一之氏は、監査法人代表社員など公認会計士としての豊富な経験があり、財務および会計に関する高い知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8名	1 2 9百万円
監 査 役	5名	2 9百万円
合 計	1 3名	1 5 9百万円

- (注) 1. 上記には2020年4月21日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年4月18日開催の第64回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役分年額50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年4月18日開催の第64回定時株主総会において、月額5百万円以内と決議いただいております。
4. 上記には社外役員7名の報酬等の総額36百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

氏名	当事業年度における主な活動状況	取締役会等への出席状況
前 中 潔	・ 取締役会等においては金融業界および事業会社における経営者としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 ・ 指名諮問委員会の委員長として議事運営を行い、委員会としての答申案をとりまとめております。	取締役会：17回中17回 経営戦略会議：12回中10回 ガバナンス委員会：12回中12回 指名諮問委員会：4回中4回
大 森 伸 一	・ 取締役会等においては公益事業における多様な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 ・ 報酬諮問委員会の委員長として議事運営を行い、委員会としての答申案をとりまとめております。	取締役会：17回中17回 経営戦略会議：12回中11回 ガバナンス委員会：12回中12回 報酬諮問委員会：5回中5回
中 井 康 之	・ 取締役会等においては金融業界および事業会社における豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 ・ 指名諮問委員会の委員として意見等を適宜述べております。	取締役会：17回中17回 経営戦略会議：12回中11回 ガバナンス委員会：12回中12回 指名諮問委員会：4回中4回
大 嶋 義 孝	・ 取締役会等においては重化学工業会社の執行役員財務部長等の豊富な実務経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 ・ 報酬諮問委員会の委員として意見等を適宜述べております。	取締役会：17回中16回 経営戦略会議：12回中10回 ガバナンス委員会：12回中11回 報酬諮問委員会：5回中5回

② 社外監査役

氏名	当事業年度における主な活動状況	取締役会等への出席状況
井 上 嗣 朗	・取締役会および監査役会においては金融業界および事業会社における経営者としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 ・主要な事業所への往査を行っております。	取締役会：17回中17回 監査役会：14回中14回 経営戦略会議：12回中12回
内 海 陽 子	・取締役会および監査役会においては弁護士としての専門知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 ・主要な事業所への往査を行っております。	取締役会：17回中17回 監査役会：14回中14回
中 川 一 之	・取締役会および監査役会においては監査法人代表社員など公認会計士としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 ・主要な事業所への往査を行っております。	取締役会：17回中17回 監査役会：14回中14回

③ 重要な兼職先と当社との関係

取締役前中潔氏の兼職先である株式会社DACS、株式会社エスクロー・エージェン
ト・ジャパンと当社とは特別な関係はありません。

取締役中井康之氏の兼職先である株式会社レザックと当社とは特別な関係はありませ
ん。

取締役大嶋義孝氏の兼職先であるコンサルティング大嶋、株式会社テクノスジャパンと
当社とは特別な関係はありません。

監査役内海陽子氏の兼職先である神戸合同法律事務所と当社とは特別な関係はありませ
ん。

監査役中川一之氏の兼職先である中川一之公認会計士事務所、株式会社イチネンホール
ディングスと当社とは特別な関係はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同
法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 神明監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	33百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

そのほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、または、より適切な監査を行うために会計監査人の変更が妥当と判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

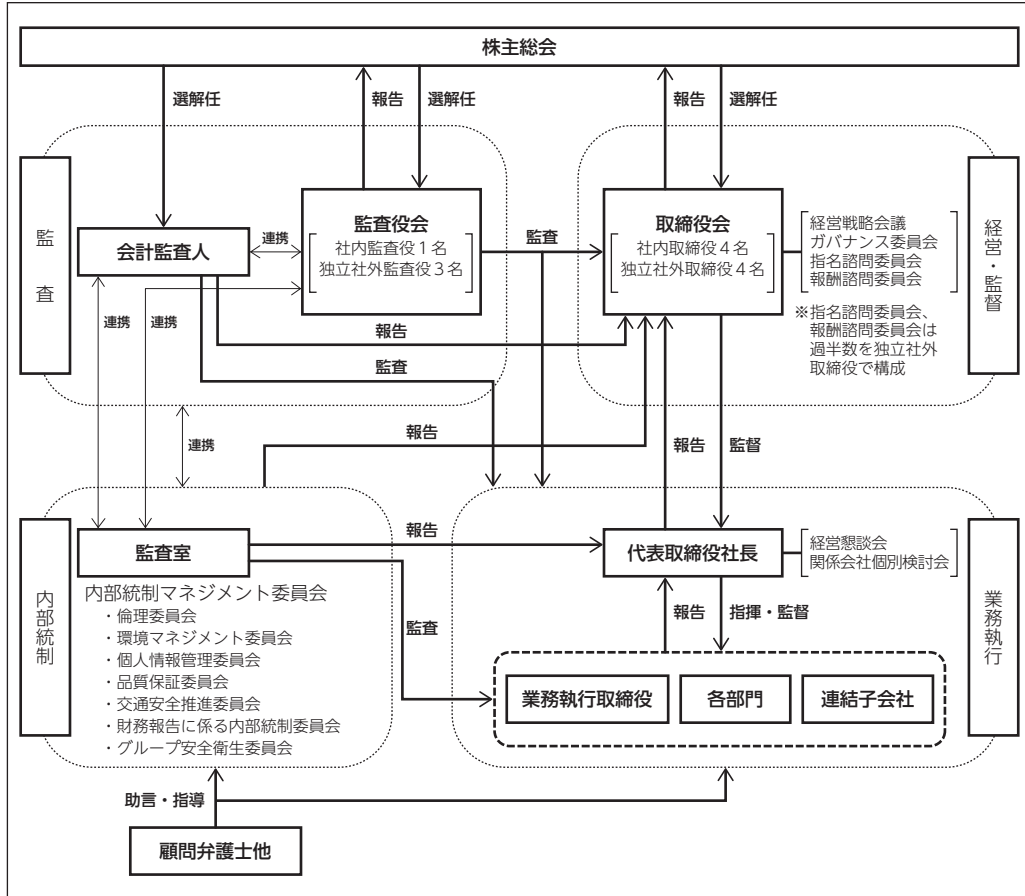
(5) 会計監査人の業務の停止に関する事項

該当事項はありません。

5. コーポレート・ガバナンス方針

当社は、経営理念のもと、株主をはじめとする全てのステークホルダーに対する使命と責任を果たし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たすため、透明性・公正性の高い経営を支えるより強固なコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組むことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方といたします。

○コーポレート・ガバナンス体制模式図



取締役会

取締役会は、原則として毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。また、取締役会は、その構成員全員が経営理念を共有し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、企業戦略の方向性を明確にし、業務執行取締役による適切なリスクテイクを支援しております。加えて、独立社外取締役、独立社外監査役の独立性に根差した公正で実効性のある取締役に対する監督機能を果たしております。

監査役会

監査役会は、毎月1回開催され、各監査役は各年度に策定する監査計画に従い、監査室および会計監査人と連携して監査役監査を行っております。また、取締役会およびその他重要な会議へ出席し、経営状況の監査を行っております。

ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、社外取締役4名を含む取締役8名で構成され、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの基本方針について協議・検討するとともに、当社グループを取り巻く経営環境の変化や当社グループが抱える経営課題等について協議・検討し、取締役会に答申しております。

指名諮問委員会・報酬諮問委員会

当社では、取締役会の諮問機関として、指名委員会等設置会社の利点を取入れた、指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。両委員会は、構成員である取締役3名のうち過半数が社外取締役であり、かつ社外取締役が委員長を務めております。また、代表取締役社長は原則として両委員会の委員となりません。

指名諮問委員会では、企業価値の向上、業務執行の監督機能を有効に機能させるため、取締役、監査役および主要子会社の代表取締役としてふさわしい候補者を選考し、取締役会および監査役会に推薦しております。報酬諮問委員会では、役員報酬の透明性・客観性を確保して、役員報酬の改定方針やその水準、また、役員賞与支給の妥当性などを検討し取締役会へ答申しております。

経営戦略会議

経営戦略会議は、当社取締役、常勤監査役、主要子会社の社長で構成され、定期的に開催しております。当会議では、経営全般に関する方針、計画策定等の絞り込んだテーマについて審議しております。

取締役会の実効性評価

当社は、取締役会が企業価値を向上させる組織としての役割・責務を継続的に果たしていくため、取締役会の実効性の評価を全取締役、全監査役によるアンケート形式により、毎年行っております。

当連結会計年度につきましては、全取締役8名、全監査役4名に対して2021年1月15日にアンケート用紙を配布し、同月29日に全員から回収いたしました。アンケート結果をもとにガバナンス委員会で評価、検討した概要は以下のとおりです。

アンケート内容

- ・各質問項目について「5：できている」から「1：できていない」の5段階評価、およびご意見をいただく無記名アンケート方式。
- ・質問項目は、「取締役会の構成（4問）」「取締役会の運営（4問）」「審議について（5問）」「社外役員に対する情報提供・社外取締役のパフォーマンス（8問）」「諮問委員会について（6問）」「総合評価（2問）」、計29問で構成。

評価結果の概要

今回のアンケート結果では、当社取締役会の実効性は一定の水準を維持できていると評価したが、更に高めていくために以下のような課題があると認識した。これらについては、中長期的に実現を図っていくものもあるが、改善について検討を進めていきたい。

- ①取締役会の構成における多様性（特に女性取締役の登用）については、中長期的な課題として取り組んでいく。
- ②戦略的な方向性等については自由闊達に審議・協議をしているところであるが、それを更に充実していくためにも、職務権限の見直し等により取締役会への付議事項を一層絞り込むことで、重要な議案に、より多くの時間を割くようにしていく。
- ③新店開発やM&Aを含む重要な投資計画に対する現在の進捗状況と課題、今後の見通しについての分析については、今まで以上の充実を図っていく。
- ④取締役会での議論の質を更に高めていくためには、議案の内容について事前の十分な理解が必要であり、資料配布の早期化、およびその質・量の適正化について一層の改善を図っていく。
- ⑤更に、必要に応じた議案の事前説明についても引き続き充実を図り改善につなげていく。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

当社グループでは、以下の経営憲章を経営のよりどころとしております。

【経営憲章】

この憲章は、株式会社トーホーおよびグループ会社の永遠の繁栄のために定めたものである。

経営にあたる者は、この憲章の趣旨を十分に理解したうえで「企業は天下の公器なり」の考え方のもとに、実行に努めなければならない。

- 一、企業は人である。それぞれの人格を重んじ、出身閥・学閥・門閥などに囚われることなく人材を広く社内外に求め、実力主義にもとづいて、適材を適所に配置すること。
- 二、誠実と信用を旨とし、お客様第一に心がけ、いやしくも目先の小利や投機などに走ってはならない。
- 三、視野を広く国の内外に向け、常に時代先取りの経営を進めること。
- 四、事を決するには、まず衆知を集め、社内外の意見を求め、わが社の発展を前提とすること。
- 五、目的を同じくする同志として、融和と結束を常に心がけ、何事にも総力を挙げて事にあたること。
- 六、勤勉質素を旨とし、清廉潔白に身を保ち、社会に感謝し、奉仕の精神を忘れないこと。
- 七、公私の別を明らかにし、責任体制を明確にし、常に信賞必罰で臨むこと。
- 八、実績を示す数字は真実の鏡である。仮にも事実を粉飾することなどがあってはならない。
- 九、利益の配分については、まず資本の充実を図り、株主および従業員の優遇を心がけ、公平かつ公明に分配すること。
- 十、在職中は勿論のこと、退職後も会社の機密など漏洩してはならない。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、「内部統制マネジメント委員会」を設置し、「グループ内部統制規程」に基づき、当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について統括管理を行う。
- ② 当社グループは、「倫理委員会」を設置し、企業倫理および法令遵守の精神を周知徹底する。
- ③ 当社グループは、「品質保証委員会」を設置し、「食品安全衛生管理規程」に基づき、食品に関する法令遵守・安全衛生体制を強化し、消費者および取引先に提供する食品の安全確保に努める。

- ④ 当社グループは、「交通安全推進委員会」を設置し、交通規則ならびに車両の適正な管理や運転技術の指導教育を行い、交通安全の推進や法令遵守の強化に努める。
 - ⑤ 当社グループは、「個人情報管理委員会」を設置し、個人情報保護法対応および情報セキュリティ対策等を行い、個人情報の適切な取扱いに努める。
 - ⑥ 当社グループは、「環境マネジメント委員会」を設置し、「環境マニュアル」に基づき、継続的な地球環境保全のための活動を行う。
 - ⑦ 当社グループは、「グループ安全衛生委員会」を設置し、グループ内で発生した労災事故の事案を把握し、その対策等を行い、労災事故撲滅に努める。
 - ⑧ 当社グループの全ての役員および使用人は、共通の理念である「toho group way」とコンプライアンスの基本原則である「倫理行動規範」を通じてその精神を理解し、一層公正・透明で風通しの良い企業風土の構築に努める。
 - ⑨ 当社グループは、反社会的勢力との関係は、法令違反につながるものと認識し、「反社会的勢力排除規程」に基づき、不当要求等に対して毅然と対応するとともに、反社会的勢力との関係を遮断する体制の整備に努める。
 - ⑩ 当社グループは、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のため、社内の窓口と社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用する。
 - ⑪ 当社は、社長直轄の監査室を設置して、監査室が、定期的を実施する内部監査を通じて、当社グループの業務実施状況の実態を把握し、全ての業務が法令、定款および社内諸規程に準拠して適法・適正かつ合理的に行われているか、また、当社グループの制度・組織・諸規程が適法・適正であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全ならびに経営効率の向上に努める。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が社内諸規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および社内諸規程に基づき、定められた期間保存する。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社グループは、全社横断的な委員会組織として「内部統制マネジメント委員会」を設置し、「グループ内部統制規程」に基づき、当社グループ全体のリスクについて統括管理を行うとともに、子会社の社長を内部統制責任者として任命し、各子会社はリスクマネジメントを行う。また、有事には当社の社長を対策本部長とする緊急対策本部を設け、危機管理にあたる。
 - ② 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機・大規模災害が発生する事態に備え、最適な管理体制を整備する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定する。経営計画達成のため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図る。
- ② 当社は、社長以下取締役、常勤監査役、主要子会社の社長をメンバーとする経営戦略会議を設け、定期的に行い、経営全般に関する方針、計画策定等の絞り込んだテーマについて、十分に審議する。取締役会の決議を要する重要事項については、毎月1回開催する定例の取締役会および臨時取締役会にて決定し、併せて取締役の職務執行状況の監督等を行う。
- ③ 当社は、子会社との各種連絡・協議を行うため、適宜、関係会社個別検討会を開催し、当社の取締役、監査役および子会社の取締役等が必要に応じてその会議に参加することにより、経営の効率化を確保する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の業務の適正を確保するため、グループ戦略部を設置し、適切な経営管理を行う。
- ② 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し、重要事項の承認について必要な手続きおよび報告事項について報告を求める。

(7) 監査役による監査が効率的に行われるための体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役の職務を補助する使用人を監査室に置く。
- ② 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用人の任命、解任、評価、人事異動については、監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ③ 前2項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人に対する指揮命令は監査役が行う。
- ④ 取締役および使用人による監査役への報告に関する体制
 - (i) 当社グループの取締役および使用人は、法令に従い、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときまたは不正事故等が発生したときは直ちに当社監査役に報告する。
 - (ii) 当社において、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営戦略会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することとする。
 - (iii) 上記にかかわらず、当社監査役は、必要に応じていつでも、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。

- ⑤ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。
- ⑥ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行う。
- ⑦ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
(i) 当社の監査室は、内部監査の計画および結果の報告を、当社監査役に対して定期的および必要に応じて臨時に行って相互の連携を図ることとする。
(ii) 当社監査役は、会計監査人の会計監査に積極的に立会うことにより連携を図ることとする。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、「財務報告に係る内部統制委員会」を設置し、財務報告に関する内部統制の整備・運用を行い、財務報告の信頼性を確保する。

当社の運用状況

当連結会計年度においては、内部統制システム構築の基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行いました。

(1) 内部統制システム全般

当社は、グループ全体における内部統制システムの整備・運用状況を点検し、改善を図るため、代表取締役社長を委員長とする内部統制マネジメント委員会を設置しております。本委員会は、内部統制システム運用のグループ全体俯瞰を行うとともに、リスクマネジメントに重点を置き、課題の抽出と改善を行っております。

なお、本委員会は当連結会計年度に6回開催いたしました。

(2) コンプライアンス

当社グループは、経営方針に「コンプライアンスと適時情報開示」を掲げており、コンプライアンスへの理解と高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、当社グループの良き伝統・理念を集約した行動準則としての「[toho group way]」、全てのステークホルダーと適切な協働に努めるための「倫理行動規範」を制定し、朝礼等で読み合わせを実施するなどの教育・研修を継続的に行っております。

当社グループの内部通報制度は、社内の窓口としてコンプライアンス室と労働組合、社外の窓口として外部の弁護士を直接の情報受領者とする窓口を設置しており、内部通報制度を全従業員に周知しております。通報内容については、迅速に事実調査を実施しており、再発防止策を検討し、速やかに実施しております。

反社会的勢力対策として、グループ各社で新規取引先等の反社会的勢力調査を行い、反社会的勢力との関わりを防止しております。また、兵庫県企業防衛対策協議会に参加し、管轄警察署との連携を深めております。

(3) リスク管理

内部統制マネジメント委員会では、あらかじめ具体的なリスクを収集・分類し、重要リスクを特定、一元的に管理しております。また、そのリスクが顕在化した場合、適切な対応を行い、会社損失を最小化するための施策に取り組んでおります。

更に、品質管理、個人情報管理、環境管理、交通安全、安全衛生に関する各リスクは、グループ横断的な組織として各委員会を設置し、適切な対応を行っております。

(4) 内部監査

監査室は、内部監査計画に基づき、次の内部監査を実施し、取締役会および監査役会に報告を行いました。

- ① 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性評価
- ② 当社および子会社における業務の適正性、法令遵守状況

(5) 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役8名で構成され、原則として毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、職務執行の状況を監督しております。また、当社では、効率的な業務執行を行うため、経営に係る重要な意思決定は経営戦略会議による審議を経て取締役会に付議しております。

また、グループ会社の取締役会決議事項については、一定の基準を設け、当社の取締役会および経営戦略会議承認事項として、経営管理を行っております。

当連結会計年度の主な会議の開催状況は、以下のとおりです。

取締役会は17回（書面決議を含まない）、経営戦略会議は12回開催し、各議案についての審議、職務執行の状況等の監督を行っております。

(6) 監査役の職務の執行

監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は毎月開催の経営戦略会議および内部統制マネジメント委員会の出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、グループ各社の取締役等との意見交換、監査室・会計監査人・子会社監査役等と連携して監査を実施しております。

当連結会計年度に監査役会は14回開催いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当政策については、事業活動を安定的に継続する上で維持すべき適正な資本構成を勘案し、ROEを向上させる方向で決定したいと考えております。

具体的配当方針は、ネットDEレシオ（純有利子負債／純資産）が0.7～0.9倍程度を現状での適正な資本構成と考え、ネットDEレシオがその範囲で推移する状況において、当面配当性向40%程度を維持したいと考えております。

また、当社は従来から安定配当を実施しており、1株当たり当期純利益に連動した利益連動型配当は行っておりません。従って、提示している配当性向は中期的に達成するものであり、一時的な利益の変動や資金の流出を伴わない特別損失などに影響されません。

しかしながら、当事業年度末の配当につきましては、2021年1月期の親会社株主に帰属する当期純利益が損失となり、加えて適正な資本構成から大きく乖離していることから、中間配当に引続き無配とさせていただきます。

早期に業績の回復に努め、利益配当を回復させたいと考えております。

連結貸借対照表

(2021年1月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	35,246	流動負債	37,882
現金及び預金	6,988	支払手形及び買掛金	20,857
受取手形及び売掛金	14,643	短期借入金	11,771
たな卸資産	10,289	未払法人税等	408
その他	3,387	製品保証引当金	52
貸倒引当金	△61	賞与引当金	418
固定資産	47,915	ポイント引当金	199
有形固定資産	29,635	資産除去債務	20
建物及び構築物	9,507	その他	4,153
機械装置及び運搬具	1,522	固定負債	25,895
器具備品	885	長期借入金	22,159
土地	15,738	事業所閉鎖等引当金	4
建設仮勘定	429	繰延税金負債	720
リース資産	1,551	資産除去債務	848
無形固定資産	7,551	退職給付に係る負債	431
のれん	6,654	リース債務	1,161
ソフトウェア	715	その他	567
その他	181	負債合計	63,777
投資その他の資産	10,728	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,028	株主資本	18,657
関係会社株式	434	資本金	5,344
差入敷金	3,807	資本剰余金	5,089
繰延税金資産	664	利益剰余金	8,863
退職給付に係る資産	3,263	自己株式	△639
その他	702	その他の包括利益累計額	136
貸倒引当金	△172	その他有価証券評価差額金	417
資産合計	83,162	為替換算調整勘定	△543
		退職給付に係る調整累計額	262
		非支配株主持分	589
		純資産合計	19,384
		負債・純資産合計	83,162

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年2月1日から 2021年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		186,217
売上原価		149,813
売上総利益		36,404
販売費及び一般管理費		39,546
営業損失		3,141
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	27	
雇用調整助成金	948	
その他	315	1,299
営業外費用		
支払利息	115	
持分法による投資損失	26	
その他	78	221
経常損失		2,063
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	1	15
特別損失		
固定資産売却損	19	
固定資産除却損	237	
店舗閉鎖損失	179	
減損損失	646	
投資有価証券評価損	178	
新型コロナウイルス感染症関連損失	52	
その他	3	1,318
税金等調整前当期純損失		3,367
法人税、住民税及び事業税	610	
法人税等調整額	△461	149
当期純損失		3,516
非支配株主に帰属する当期純利益		74
親会社株主に帰属する当期純損失		3,591

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2021年1月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	22,691	流動負債	28,039
現金及び預金	2,559	買掛金	9,843
売掛金	297	関係会社買掛金	5
関係会社売掛金	11,370	短期借入金	300
商品及び製品	1,620	1年内返済予定の長期借入金	11,301
原材料及び貯蔵品	16	未払金	475
前払費用	35	未払費用	76
関係会社短期貸付金	6,090	預り金	5,977
その他	701	賞与引当金	28
		その他	29
固定資産	46,470	固定負債	21,308
有形固定資産	14,291	長期借入金	20,931
建物	3,737	退職給付引当金	0
構築物	43	資産除去債務	300
機械及び装置	340	その他	76
車両運搬具	0		
器具備品	12	負債合計	49,348
土地	10,157	純 資 産 の 部	
無形固定資産	13	株主資本	19,696
ソフトウェア	2	資本金	5,344
電話加入権	10	資本剰余金	5,041
その他	0	資本準備金	5,041
投資その他の資産	32,166	利益剰余金	9,949
投資有価証券	797	利益準備金	563
関係会社株式	30,009	その他利益剰余金	9,385
関係会社長期貸付金	413	配当準備積立金	930
差入敷金	177	固定資産圧縮積立金	200
繰延税金資産	335	別途積立金	2,140
その他	492	繰越利益剰余金	6,115
貸倒引当金	△58	自己株式	△639
資産合計	69,161	評価・換算差額等	116
		その他有価証券評価差額金	116
		純資産合計	19,813
		負債・純資産合計	69,161

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年 2 月 1 日から
2021年 1 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		61,900
営業収益		1,746
売上高及び営業収益合計		63,647
売上原価		61,707
売上総利益		1,939
販売費及び一般管理費		2,115
営業損失		175
営業外収益		
受取利息	32	
受取配当金	1,042	
その他	112	1,187
営業外費用		
支払利息	90	
その他	21	111
経常利益		900
特別利益		
固定資産売却益	2	
関係会社株式売却益	461	463
特別損失		
固定資産売却損	9	
固定資産除却損	2	
関係会社株式評価損	468	
店舗閉鎖損失	11	
その他	0	493
税引前当期純利益		870
法人税、住民税及び事業税	4	
法人税等調整額	7	11
当期純利益		858

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年3月6日

株式会社トーホー
取締役会 御中

神明監査法人

兵庫県神戸市

代表社員
業務執行社員

公認会計士 古村 永子郎 ㊞

代表社員
業務執行社員

公認会計士 岡田 憲二 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーホーの2020年2月1日から2021年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーホー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年3月6日

株式会社トーホー
取締役会 御中

神明監査法人

兵庫県神戸市

代表社員

公認会計士 古村 永子郎 ㊞

業務執行社員

代表社員

公認会計士 岡田 憲二 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーホーの2020年2月1日から2021年1月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年2月1日から2021年1月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求めるとともに、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、経理部門責任者及び神明監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月9日

株式会社トーホー 監査役会

常勤監査役	奥村卓哉 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	井上嗣朗 ㊟
社外監査役	内海陽子 ㊟
社外監査役	中川一之 ㊟

以上

TOPICS

第68期の主な取組み(2020年2月1日～2021年1月31日) ※2021年2月のTOPICSを含みます。

2020年

2月 1日	「せんどば」をトーホーからトーホーキャッシュアンドキャリアーに移管
6日	A-プライス西神戸店改装オープン
7日	Suitfit Company Limited(香港)がグループ入り
3月 2日	「健康経営優良法人2020～ホワイト500～」2年連続で認定取得
12日	A-プライス小倉南店改装オープン
4月 1日	トーホーフードサービスとプレストサンケー商会在合併、新生「金沢支店」が営業開始
	A-プライス丸亀店改装オープン
	育児をサポートする5つの制度の適用期間を延長
15日	A-プライス下関店移転オープン
21日	第67回定時株主総会開催
6月 2日	あかしこども財団に食品を寄贈
4日	兵庫こども食堂ネットワークに食品を寄贈
19日	トーホーストア西長田店改装オープン
7月 17日	エフ・エム・アイを完全子会社化

8月 3日	A-プライス府中市市場店オープン
11日	トーホーストア、淡路屋との初コラボでシニア世代向けオリジナル弁当を販売開始
25日	トーホーストア、「八百屋のタケシタ」が取扱う規格不選別の新鮮野菜を販売開始
10月 2日	トーホーストア平野祇園店改装オープン
16日	トーホーストアポーアイ店改装オープン
	六甲アイランド小中学校で「リモート社会科見学」を実施
22日	A-プライス宮崎店改装オープン
11月 12日	A-プライス姫路店改装オープン
12月 25日	兵庫県で新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者・医療現場に支援金を寄付
2021年	
1月 19日	トーホーストア阪神大石駅店オープン
2月 1日	トーホーフードサービスとトーホー・共栄および河原食品が合併
	トーホーキャッシュアンドキャリアーとトーホー・C&C静岡が合併
	トーホーフードサービス京阪営業所開設
	トーホーフードサービス仙台営業所移転

ディストリビューター事業およびキャッシュアンドキャリアー事業は着実に事業基盤を強化

香港でディストリビューター事業を営むSuitfit Company Limited(2月)がグループ入りいたしました。また2019年3月に営業を開始したTOHO FOODS HK CO.,LTD.では、新規顧客の開拓が進み、コロナ禍でも好調に推移しております。2社で連携を強化し、香港でのシェア拡大を進めてまいります。

一方、キャッシュアンドキャリアー事業は、(株)トーホーがプロの食材の店「A-プライス」を運営する(株)トーホーキャッシュアンドキャリアーに、「せんどば」の運営を移管いたしました。ノウハウの融合による事業力の強化を図ったことが奏功し、「せんどば」はコロナ禍でも増収しております。また「A-プライス府中市市場店」(8月)をオープンし、5店舗を改装、1店舗を移転するなど、着実に事業基盤を強化いたしました。



トーホーストアは地元企業との協業を推進し 2年ぶりの新店をオープンさせるなど事業を活性化

地域密着型の食品スーパーを運営する㈱トーホーストアは、8月、地元神戸2社との協業を開始いたしました。駅弁を中心とした弁当の製造・販売を手掛ける㈱淡路屋とオリジナル弁当を共同開発し、当初の想定を上回る人気ぶりで1月には第2弾も登場いたしました。また、廃棄対象となっていた規格外の新鮮野菜も販売するタベモノガタリ㈱の「八百屋のタケシタ」コーナーを導入いたしました。

なお、約2年ぶりの新店となる「阪神大石駅店」(1月)をオープンいたしました。主要顧客であるシニア世代向けに生鮮三品と惣菜の品揃えを強化するとともに、ニューノーマル時代に対応するため2つのキーワード「健康」、「時短」を新たに設定し、多様化する顧客ニーズに対応しております。

㈱淡路屋とのオリジナル弁当

第2弾「駅弁ご飯シリーズ」(5種類)

販売開始日 | 1月12日
| [トーホーストア全店/週2回(火曜日・土曜日)]

「八百屋のタケシタ」の新鮮な野菜

販売開始日 | 8月25日
| [トーホーストア4店舗(六甲道駅前店、六甲アイランド店、ポーアイ店、阪神大石駅店 ※2月末現在)/週3回(火曜日・木曜日・土曜日)]



オンライン化を推進し、生産性向上

トーホーグループでは、コロナ禍を背景にオンライン商談やWeb面談など、営業活動や採用活動でもWeb会議ツールを有効活用し、感染対策だけでなく旅費削減などのコスト・コントロールや、時間削減による生産性向上にもつなげました。



トーホーグループのESG

～社会から信頼され、必要とされる会社を目指して～

Environment 環境

Social 社会

Governance ガバナンス

株主優待制度を利用して兵庫県で新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者に支援金を寄付

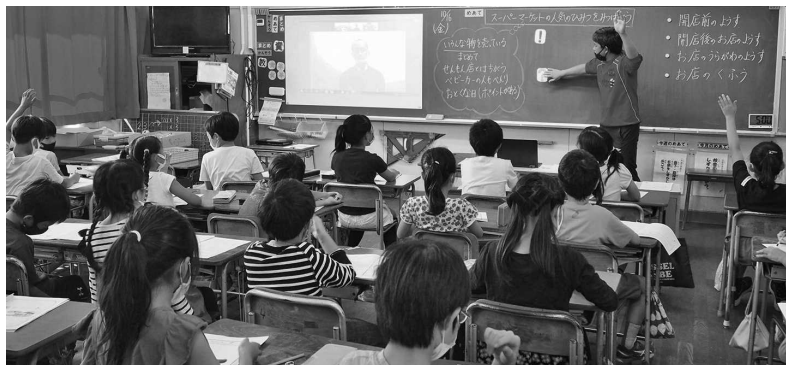
当社は、12月25日、兵庫県で新型コロナウイルス感染症の対応にあたる医療従事者・医療現場を支援するため、「神戸新聞厚生事業団」を通じて支援金800,000円を寄付いたしました。当該支援金は、社会貢献型株主優待制度および「プルタブ回収」の取組みの活用によるものです。

今回も多く株主様からご協力いただき、寄付することができました。誠にありがとうございました。

初企画! 「リモート社会科見学」を実施

10月16日、神戸市立六甲アイランド小学校3年生の子どもたちに、コロナ禍を考慮し、学校の教室にしながら社会科見学の体験ができる「リモート社会科見学」を当社グループとして初めて実施いたしました。

トーホーストアの1日の仕事の流れがわかる動画(約20分)を視聴いただいた後、Web会議ツール「Zoom (ズーム)」で教室とトーホーストア六甲アイランド店をつなぎ、店長との質問タイムを設けました。子どもたちは真剣な眼差しで動画を視聴した後、疑問に思ったことを元気よく質問するなど、楽しく勉強できたようで笑顔あふれる授業となりました。



株主優待

当社は、株主様のご支援に感謝するとともに、当社グループの事業をより一層ご理解いただくことを目的に、株主優待制度を実施しております。

「所有株式数」及び「所有期間」に応じて、下記のA～Dコースから1点をお選びいただけます。

基準日	1月31日(贈呈時期6月下旬頃)		
対象株主様	「所有株式数が100株以上200株未満」の株主様、 または「200株以上」かつ「所有期間が1年未満」の株主様	「所有株式数が200株以上400株未満」かつ 「所有期間が1年以上」の株主様	「所有株式数が400株以上」かつ 「所有期間が1年以上」の株主様
優待品コース			
Aコース 社会貢献への寄付	寄付金額 1,000円	寄付金額 2,000円	寄付金額 4,000円
Bコース お買物割引券のみ	お買物割引券 100円 × 50枚	お買物割引券 100円 × 200枚	お買物割引券 100円 × 400枚
Cコース お買物割引券 + 商品	—	お買物割引券 100円 × 100枚 + トーホーセレクト商品【星】	お買物割引券 100円 × 200枚 + トーホーセレクト商品【星】
Dコース 商品のみ	—	トーホーセレクト商品【月】	トーホーセレクト商品【華】

(注) 1.「所有期間が1年以上」の株主様とは、同じ株主番号で基準日(1月31日)とその前年の7月31日、1月31日の株主名簿に連続して3回以上、記載または記録されている株主様となります。
2.優待品コースの選択方法及びトーホーセレクト商品の内容は、毎年3月下旬頃に郵送にて、返信用ハガキとともにご案内いたします。
※詳しくは当社ホームページをご確認ください。(https://www.to-ho.co.jp)
※株主優待制度について、ご不明な点がございましたら株主トーホー コーポレート・コミュニケーション部までお問い合わせください。
(TEL.078-845-2456)

株主メモ

事業年度	毎年2月1日より翌年1月31日まで
定時株主総会	毎年4月
期末配当金 受領株主確定日	毎年1月31日
中間配当金 受領株主確定日	毎年7月31日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL. 0120-782-031(フリーダイヤル) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の 本店及び全国各支店で行っております。

電子公告により行います。
公告掲載
URL: https://www.to-ho.co.jp
ただし、電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載します。

お知らせ
特別口座に関する手続き書類につきましては、
三井住友信託銀行株式会社のウェブサイトでご請求いただけます。
https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html

メ モ

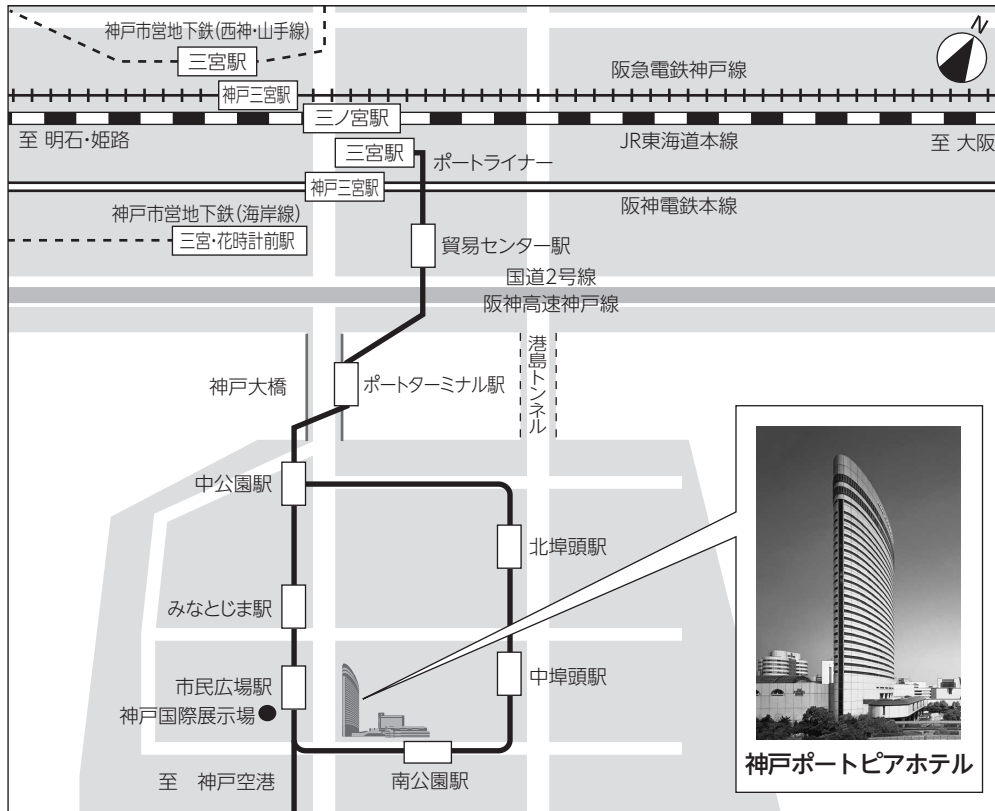
メ モ

株主総会会場ご案内略図

会場

神戸ポートピアホテル本館地下1階「偕楽の間」

神戸市中央区港島中町6丁目10番地1 電話 (078) 302-1111



交通

- 神戸新交通 ポートアイランド線（ポートライナー）
「三宮駅」から「市民広場駅」まで約10分
「市民広場駅」から徒歩約5分

※シャトルバスのご案内

JR三宮駅南側「ミント神戸1階（三宮バスターミナル）」から神戸ポートピアホテル行きシャトルバスが運行されています。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- 本総会会場では、生物由来（木質系）のグリーン電力を使用し、環境に配慮した運営を行います。
- 本冊子は、環境保全のため「FSC®認証用紙」「ベジタブルインキ」を使用しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。